

○湯浅町乳幼児医療費及び子ども医療費の支給に関する条例

昭和48年4月2日条例第9号

[注] 平成23年3月から改正経過を注記した。

改正

平成18年8月18日条例第27号

平成23年3月17日条例第6号

平成27年6月23日条例第20号

湯浅町乳幼児医療費及び子ども医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児及び子ども医療費の医療費を助成することにより、乳幼児及び子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「乳幼児及び子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 「保護者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 乳幼児及び子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児及び子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児及び子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児及び子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児及び子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

(3) 「医療保険各法」

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び、保険外併用療養費をいう。

(5) 「前年の所得」とは、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定により算出して得た額をいう。

(6) 「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき金額をいう。

(7) 「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、若しくは薬局又はその他のものをいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の支給の対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であって、湯浅町に住所を有する乳幼児及び子どもで15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される者は、この条例を適用しない。

(医療費の支給額)

第5条 医療機関等において保険給付を受けようとする対象者の保護者（以下「受給資格者」という。）が一部負担金を支払ったときに当該支払った額について支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約又は定款により附加給付を受ける定めがある場合、他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その額を控除した額とする。

(受給資格の登録)

第6条 受給資格者は、受給資格登録申請書にもとづき乳幼児医療費及び子ども医療費受給資格の登録をうけるものとする。

(受給資格証の交付)

第7条 町長は前条の規定により登録の申請があった場合においてこの条例による医療費の支給を受ける資格があると認め、登録したときは、当該受給資格者に対し受給資格証を交付する。

(受給資格証の提示)

第8条 受給資格者は、受給資格者が監護する乳幼児及び子ども（以下「給付対象者」という。）が医療を受ける時は、医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(医療費の申請)

第9条 この条例にもとづき受給資格者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、受給資格者が医療機関等において、医療を受けた日の属する月から起算して、5年以内に行なわなければならない。
- 3 受給資格者に代わり、医療費の支給を受けようとする医療機関等は、請求書を町長に提出しなければならない。

(医療費の決定並びに支給方法)

第10条 町長は、前条により申請のあった場合は、内容を審査し、当該申請に係る支給を決定し、医療費の支給額を受給資格者に支給するものとする。この場合において、当該受給資格者の死亡等により支給することができないときは、町長の定める者に支給するものとする。

- 2 町長は、医療機関等から請求があった場合は、医療費を当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法・健康保険法等の適用を受けている給付対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。
- 4 前2項の規定による支払があった場合は、当該受給資格者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第11条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、すみやかに町長に届出なければならない。

(医療費の返還)

第12条 町長は偽りその他の不正行為によって、この条例による支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全額又は一部を返還させることができる。

- 2 町長は支給事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による医療費を支給した場合において、支給を受けた者が第三者より損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月25日条例第14号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月10日条例第5号）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

2 施行日前に出生した者にかかる医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成7年4月3日条例第10号）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 施行日前に行われた医療に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月27日条例第13号）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 施行日前に行われた医療に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年7月10日条例第26号）

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成18年8月18日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の湯浅町乳幼児医療費給付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養又は医療の給付に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療の給付に関する助成については、なお従前の例による。さらに、平成18年9月30日以前に生まれて、同日現在和歌山県内に住所を有する乳幼児で、特に町長が認めたものにかかる医療費給付については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月17日条例第6号）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 施行日前に行われた医療に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月23日条例第20号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の湯浅町乳幼児医療費及び子ども医療費の支給に関する条例の規定は、平成27年8月1日以後に受ける医療に係る医療費から適用し、同日前に受ける医療に係る医療費については、なお従前の例による。